



鳥取県公報

平成 19 年 5 月 22 日 (火)
第 7 8 9 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (462) (指導管理課) 2 生活保護法による介護機関の指定 (463) (福祉保健課) 2 平成 19 年度における鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立 中部療育園の利用に係る使用料の徴収及び収納の事務の委託 (464) (障害福祉課) . . . 3 土地改良区の定款の変更の認可 (465) (耕地課) 4 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (466) (水産課) 4 基本測量の実施 (467) (県土総務課) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (56) 5
◇ 教委告示	平成 20 年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (14) (高等学校課) 5
◇ 公 告	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (県土総務課) 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (税務課) 8 随意契約の相手方の決定 (情報政策課) 8

告 示

鳥取県告示第 462 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第170条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

総務課県史編さん室が刊行する書籍、冊子等の販売代金等の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県総務部総務課

県史編さん室長 坂本 敬司

専門員 岡村 吉彦

3 委任期間

平成 19 年 6 月 11 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 463 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
鳥取中央農業協同組合	倉吉市越殿町1409	J A鳥取中央福祉センターひだまり訪問介護事業所	倉吉市上福田522-3	訪問介護	平成 19 年 4 月 1 日
〃	〃	J A鳥取中央福祉センターひだまりデイサービスひだまり	〃	通所介護	〃
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会通所介護事業所赤碕	東伯郡琴浦町大字赤碕1113-1	〃	〃

社会福祉法人 慶愛会	西伯郡大山町 唐王208	デイサービス大 山やすらぎの里	西伯郡大山町唐 王208	〃	〃
有限会社エ ス・ティ・エヌ	鳥取市今町一 丁目130	ふれあいステー ションあゆみ	鳥取市鹿野町今 市1025-5	〃	〃
株式会社よつ ば薬局	鳥取市里仁53 -7	よつば薬局	鳥取市里仁53- 7	居宅療養管理 指導	平成19年4月 2日
有限会社清水	鳥取市国府町 糸谷8-3	もみじ薬局	鳥取市国府町宮 下1165-3	〃	平成19年4月 16日
株式会社キン タカ	西伯郡大山町 末長262-3	なんぶ薬局	西伯郡南部町阿 賀202-1	〃	平成19年5月 1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
鳥取中央農業 協同組合	倉吉市越殿町 1409	J A鳥取中央福 祉センターひだ まり訪問介護事 業所	倉吉市上福田 522-3	介護予防訪問 介護	平成19年4月 1日
〃	〃	J A鳥取中央福 祉センターひだ まりデイサービ スひだまり	〃	介護予防通所 介護	〃
社会福祉法人 慶愛会	西伯郡大山町 唐王208	介護予防デイサ ービス大山やす らぎの里	西伯郡大山町唐 王208	〃	〃
有限会社エ ス・ティ・エヌ	鳥取市今町一 丁目130	ふれあいステー ションあゆみ	鳥取市鹿野町今 市1025-5	〃	〃
株式会社みや がわ温泉保養 所	東伯郡湯梨浜 町大字長江202 -6	株式会社みやが わ温泉保養所	東伯郡湯梨浜町 大字長江202- 6	〃	平成19年4月 9日
有限会社清水	鳥取市国府町 糸谷8-3	もみじ薬局	鳥取市国府町宮 下1165-3	介護予防居宅 療養管理指導	平成19年4月 16日
株式会社キン タカ	西伯郡大山町 末長262-3	なんぶ薬局	西伯郡南部町阿 賀202-1	〃	平成19年5月 1日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
久大建材株式 会社	鳥取市叶110-1	居宅介護支援事業所き ゆうだい	鳥取市古海693- 1	平成19年5月1 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年度における鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用に係る使用料の徴収及び収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社ニチイ学館

2 委託期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

鳥取県告示第 465 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、会見地区土地改良区の定款の変更を平成 19 年 5 月 16 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 466 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
鳥取夏泊加入区	漁業災害補償法第 104 条第 2 号に掲げる漁業

鳥取県告示第 467 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

2 作業期間 平成 19 年 5 月 31 日から平成 20 年 2 月 28 日まで

3 作業地域 鳥取市、倉吉市及び岩美郡岩美町

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 56 号

平成 19 年第 8 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 19 年 5 月 22 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成 19 年 5 月 25 日（金） 午後 1 時 40 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県議会議員選挙鳥取市選挙区における当選の効力に係る異議の申出に対する決定について
 - (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 14 号

平成 20 年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成 19 年 5 月 22 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

平成 20 年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

- 1 基本方針
鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。
- 2 出願資格
鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者若しくは平成 20 年 3 月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 63 条各号のいずれかに該当する者とする。
- 3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜
 - (1) 推薦入学者選抜
高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。
なお、推薦入学者選抜に係る募集人員は、各学科又はコースの募集定員の 2 分の 1 の範囲内とする。
ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、2 分の 1 の範囲を超えて募集することができる。
ア 実施期日
平成 20 年 2 月 13 日（水）
イ 検査内容
 - (ア) 面接又は口頭試問は、入学志願者全員に対して実施する。
 - (イ) 作文又は小論文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。
ウ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書の合計評定及び第 3 学年の必修教科の評定以外の記録、面接又は口頭試問、作文又は小論文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第 3 学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1 教科又は 2 教科の評定を 2 倍することができるものとする。

エ 選抜結果の通知等

選抜結果は、中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成 20 年 3 月 14 日（金）に、一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

(2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成 20 年 3 月 6 日（木）及び 7 日（金）（ただし、学力検査は、平成 20 年 3 月 6 日（木）とする。）

イ 検査内容

(ア) 学力検査は、入学志願者全員に対して次により実施する。

a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3 教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

b 検査時間等

各教科とも 50 分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

ただし、実施教科が 3 教科又は 4 教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c 配点等

(a) 各教科の配点は、50 点とする。

(b) 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1 教科又は 2 教科の得点を 1 倍を超え 2 倍以下とする傾斜配点をすることができる。

(c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8 対 2 から 2 対 8 までの範囲内とするものとする。

(イ) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(ウ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第 3 学年の必修教科の評定以外の記録、学力検査の合計得点、面接、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第 3 学年の必修教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を 2 倍するものとする。

エ 合格発表

平成 20 年 3 月 14 日（金）

オ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成 20 年 3 月 25 日（火）

イ 検査内容

(ア) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(イ) 学力検査、作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第 3 学年の必修教科の評定以外の記録、面接、学力検査、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第 3 学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1 教科又は 2 教科の評定を 2 倍することができるものとする。

エ 合格発表

平成 20 年 3 月 27 日 (木)

4 通信制課程における入学者選抜

(1) 実施期日

平成 20 年 3 月 4 日 (火) から同月 28 日 (金) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の間の出願時に実施する。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

(1) 検査に当たっての配慮

身体等に障害のある生徒及び日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

(2) 選抜に当たっての配慮

過年度中学校卒業生、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒については、選抜に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

公 告

土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号) 第 45 条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 22 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 起業者の名称

鳥取県

2 事業の種類

鳥取都市計画道路事業 3・4・8 号宮下十六本松線及び 3・5・3 号美萩野覚寺線

3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日

平成 19 年 5 月 14 日

4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利

を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁 決手続の 開始を決 定した土 地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の 登記記 録上の もの	現況	土地の登 記記録上 のもの	実測					
鳥取市 松並町 二丁目	230- 3	宅地	宅地	63.66	63.95	13.92	岸田政雄	鳥取市 松並町 二丁目 228	なし	なし

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 税務事務総合電算処理システム 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成 19 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称 財団法人鳥取県情報センター
及び所在地 鳥取市東町一丁目 220
- 5 契約金額 95,453,505 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第 10 条第 1 項第 2 号）
- 7 契約事務担当部局の 鳥取県総務部税務課
名称及び所在地 鳥取市東町一丁目 220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取情報ハイウェイの管理運営に係る業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成 19 年 4 月 1 日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目 220 |
| 5 契約金額 | 71,574,300 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。
(政令第 10 条第 1 項第 2 号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県企画部情報政策課
鳥取市東町一丁目 220 |